

鳥取県広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)の概要(平成29年度修正案)について(1)

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

広域住民避難計画の作成意義

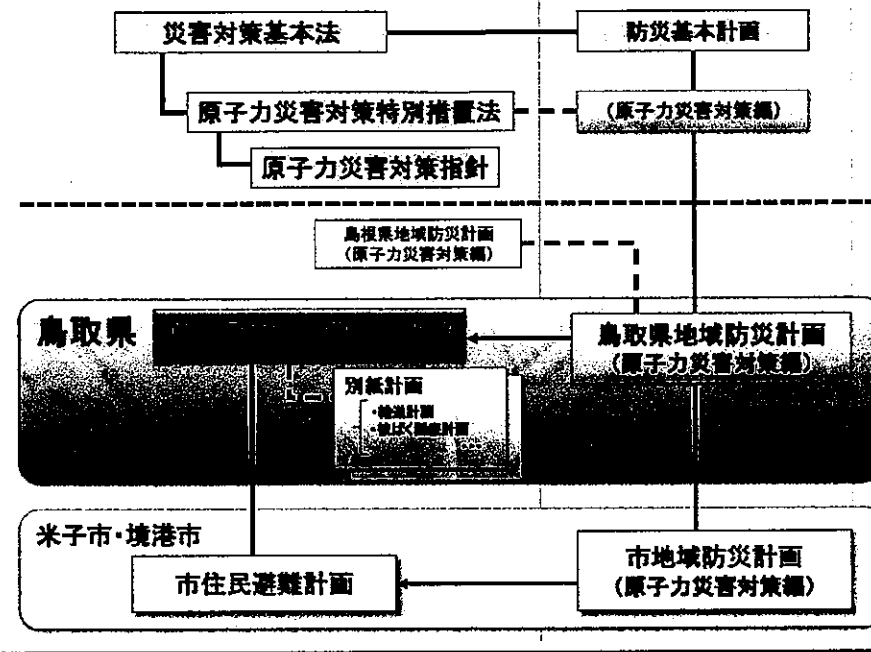
- ① 計画をあらかじめ作成しておくことにより、迅速な対応が可能となる。
※仮定条件を設定し、その条件に基づき計画を作成
- ② 万が一、事故が発生した際は、その時の状況に応じてあらかじめ作成した計画を変更し必要な対応を行う。
○平時から事前準備が出来る・・・ゼロから対応しなくて済む
・事故発生時に、ゼロから計画を作成する必要がない
・必要な資機材等をあらかじめ準備することができる
・関係機関がどう対応すべきか(役割分担)等の情報が共有されていることによりスムーズな対応・実施
- ③ 最新の知見及び訓練の教訓等により、毎年必要な修正を行い、計画の実効性を向上させる。

原子力災害の特徴

- ① 原子力災害が発生した場合には、被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要
- ② 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じることができないため、被害の程度を自分で判断できない。
- ③ 平時から放射線についての基本的な知識と理解が必要
・放射能の強さは、時間とともに自然に弱くなる
・一度にたくさんの放射線を受けると、身体に影響があらわれる。身体の中には、影響を受けやすい部分と受けにくい部分がある
- ④ 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要
・原子力合同対策協議会(オフサイトセンターに設置)で情報共有や相互協力を行う
・必要に応じて専門家の派遣を要請
- ⑤ 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要
- ⑥ 被ばくによるリスクを低減するため、屋内退避・避難等の防護措置を実施することが重要

鳥取県広域住民避難計画の位置づけ

- ・地域防災計画に基づいて、原子力災害における住民避難の要領をまとめたもの
- ・どのような事態に対応しなければならないかという事態に焦点を当てて作成した計画



避難計画作成にあたっての想定条件等

- ① 特定の不測事態を想定せずに、島根原子力発電所において何らかの事故が起き、UPZ(30km圏内)内の全住民避難が必要となったことを想定(厳しめの条件設定)
 - ② 鳥取県内の国道431号は、津波の影響により当初使用の可否が確認できないものとする(使用の可否を優先的に把握するものとする)
 - ③ 自家用車による避難を9割とし、残りはバス等の公共交通による避難が行われると想定
- (注)上記は、あくまでも計画を作成するために設定した仮定条件であり、事故が起きた場合は、実際に避難等が必要である全ての地域を対象として避難等の防護措置を実施。

<計画にあたり特に重視した点>
 ・住民への情報伝達 ・迅速な防護措置(屋内退避、避難等)の実施
 ・段階的避難の実施 ・要配慮者等の避難

<想定避難者数> 約7.3万人(境港市、米子市)
 (上記に観光客や通勤、通学者は含んでいませんが、これらの方についても屋内退避、避難等の防護措置を行います)

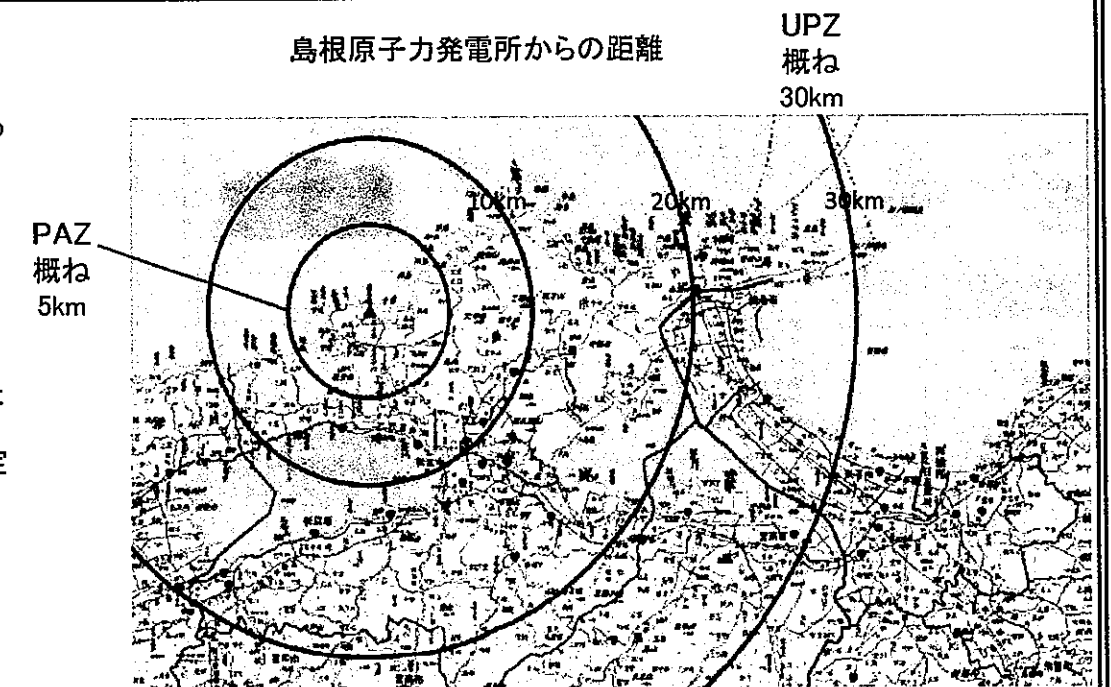
避難元	避難者数	鳥取県内避難先
境港市	約3.6万人	鳥取市、岩美町、八頭町
米子市の一部	約3.7万人	鳥取市、倉吉市、東伯郡

※不測の事態に備えるため、これ以外に1.5万人分の予備避難先を確保

原子力防災対策を重点的に充実すべき地域

※防護資機材の準備等の事前対策を重点的に行う区域で、防護措置の実施範囲を限定するものではありません。

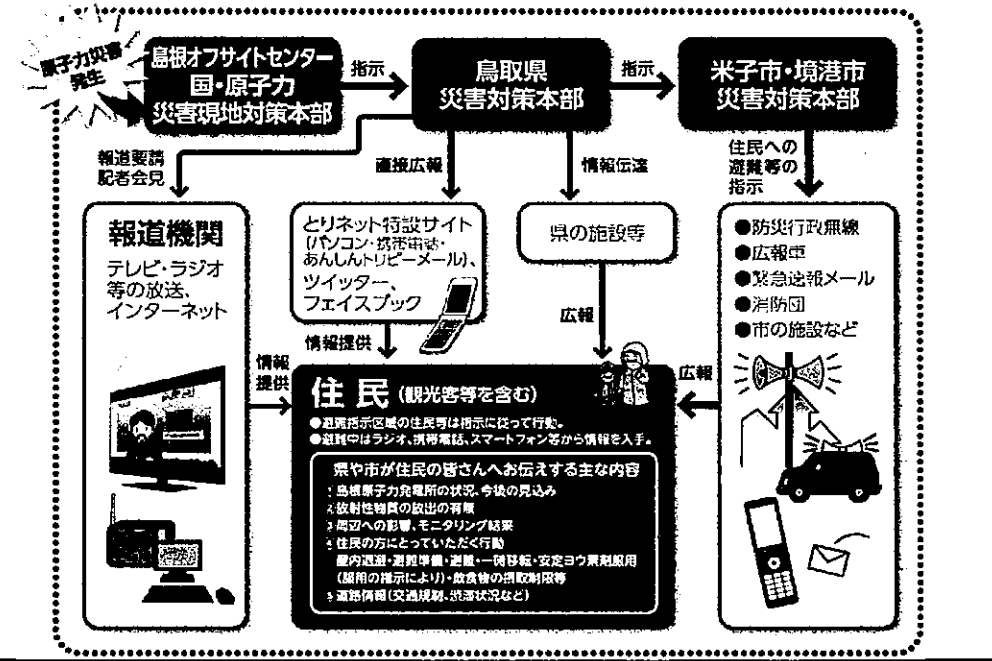
- 予防的防護措置を準備する区域
(PAZ: Precautionary Action Zone): 概ね5km
急速に進展する事故を考慮し、重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置(避難等)を準備する区域
※鳥取県内には対象になる区域はありません
- 緊急防護措置を準備する区域
(UPZ: Urgent Protective action Planning Zone): 概ね30km
国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル(OIL)、緊急時活動レベル(EAL)等に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域
- OUPZ外の防護措置について
あらかじめ特定の区域は設けませんが、緊急時モニタリング結果に基づき、必要に応じて、UPZと同様に必要な防護措置を行う



避難までの主な取組

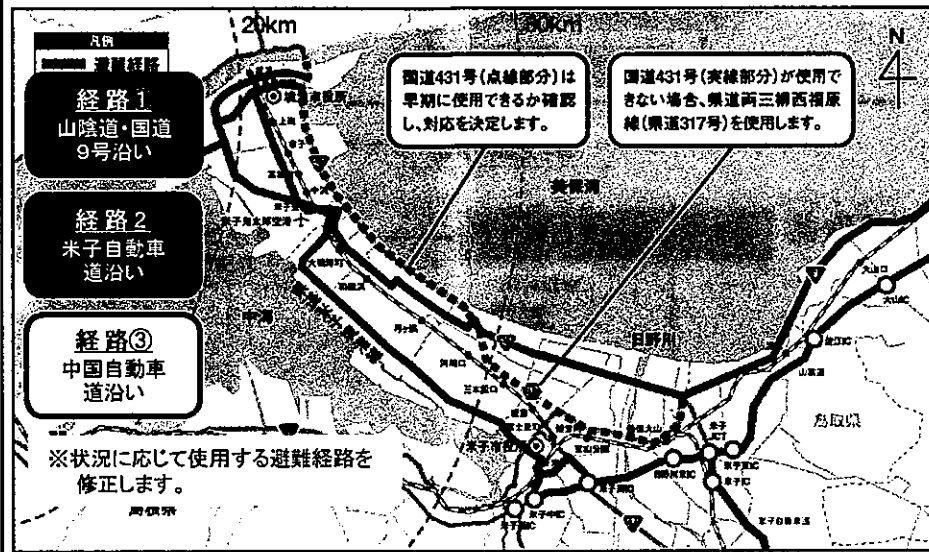
住民への情報伝達

- ・防災行政無線だけでなく、ホームページ、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、など多様な手段を用いて住民へ情報を伝達する。
- ・避難中の住民に対しては、道路表示板、ラジオ、原子力防災アプリ等が必要な情報(空間放射線量、避難所情報等)を伝達する。(速報性を有しない避難生活関連情報等の提供については、新聞を活用して広報する)
- ・県と市の役割分担による効果的な実施及び要配慮者等についても配慮する。
- ※避難先として指定した避難所の施設情報や周辺生活情報等を平時から整理し、情報を提供する。



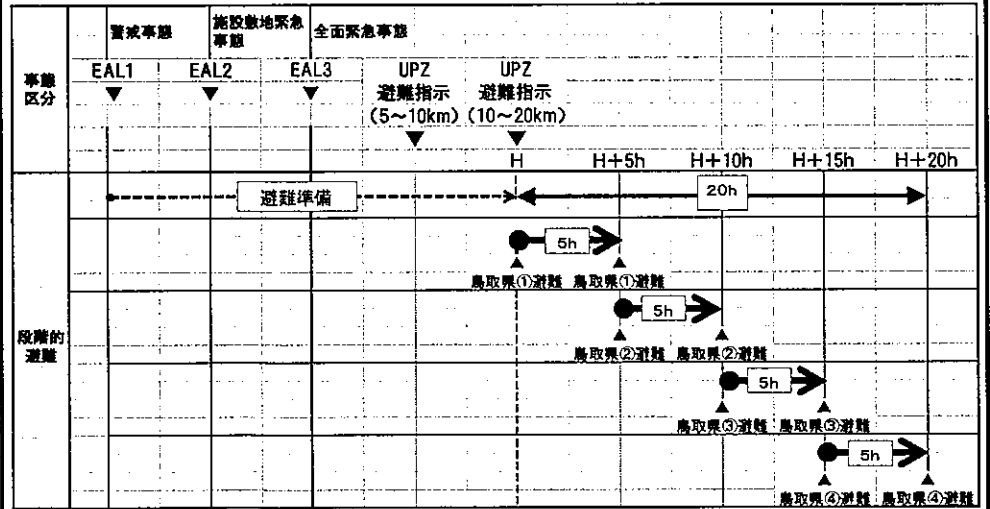
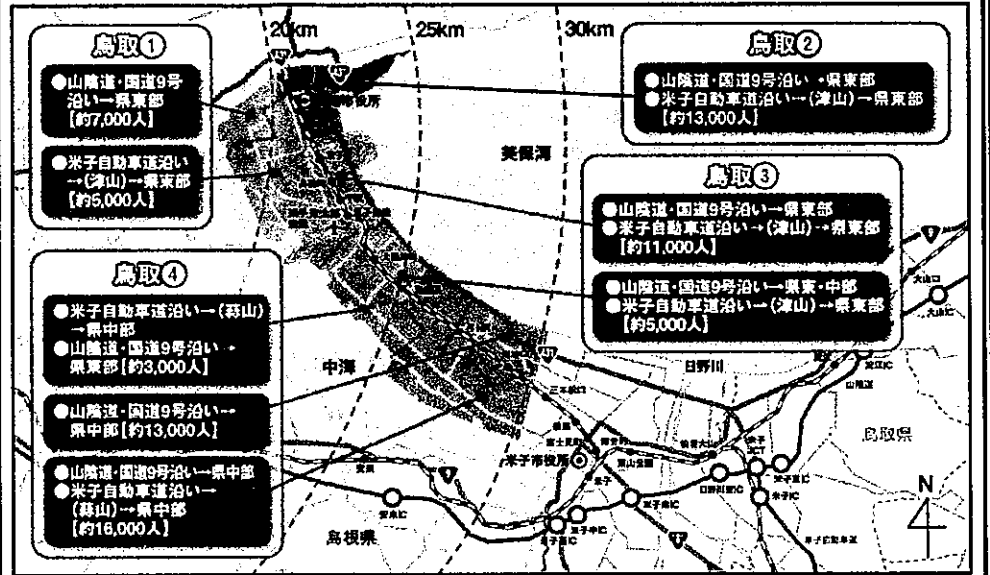
避難経路の確保及び交通規制

- ・道路管理者(国、市町村、NEXCO西日本等)や警察と連携し、道路状況の確認及び避難経路の確保を行う。
- ・国道431号は津波に影響を受けることが想定されており、早期に使用可能であるか確認し、使用が可能な場合は避難車両の誘導を行う。
- ・避難先の鳥取県東部・中部へは、3つの避難経路に分かれて避難する。
- ・琴浦大山警察署に合同調整所を常設し、広域的な交通規制等を行う。
- ・避難元から避難先までの避難について、地区ごとに一時集結所、避難経路(経路①～③)等を具体的に定めている(マッチング表)。
- ・避難する住民が避難元から避難先施設へ容易に移動できるよう、避難先施設ごとの避難経路地図を作成する。



段階的避難の実施

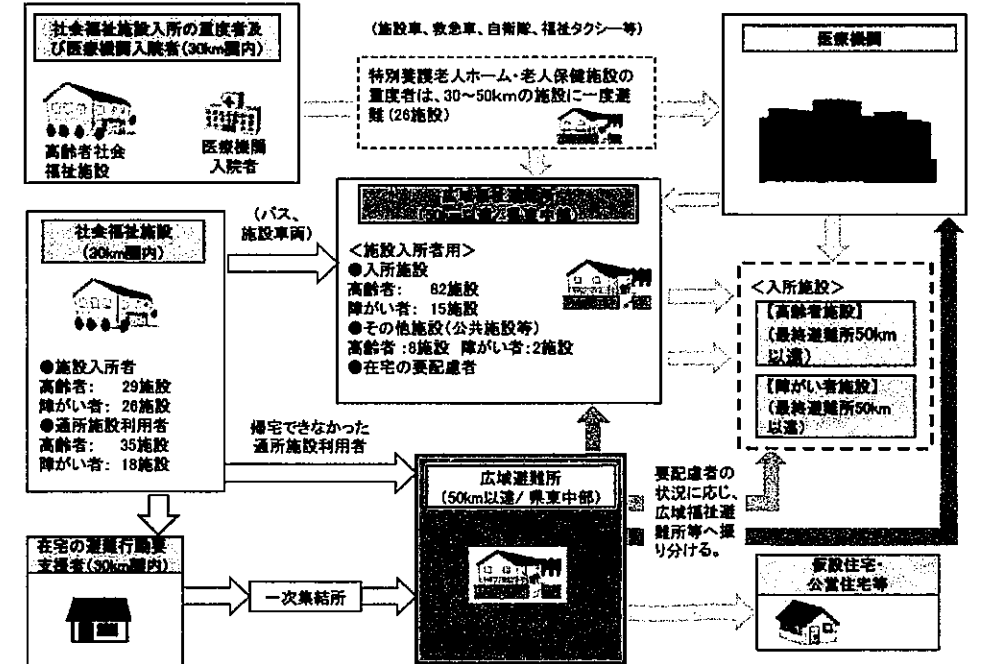
- 避難指示後20時間で避難を完了。
- 1 避難指示に基づき発電所に近い地域から段階的に順次避難。
- 2 円滑な避難実施を行うため避難区域を4分割し、5時間間隔で避難を行う。→ 渋滞の回避(平均走行時間の短縮=被ばかりスクの低減)



- 3 自家用車及びバスによる避難を基本としつつ、鉄路、海路、空路を補完手段とし、それぞれの特性を踏まえた上で、最適な避難手段を決定する。

避難行動要支援者の避難

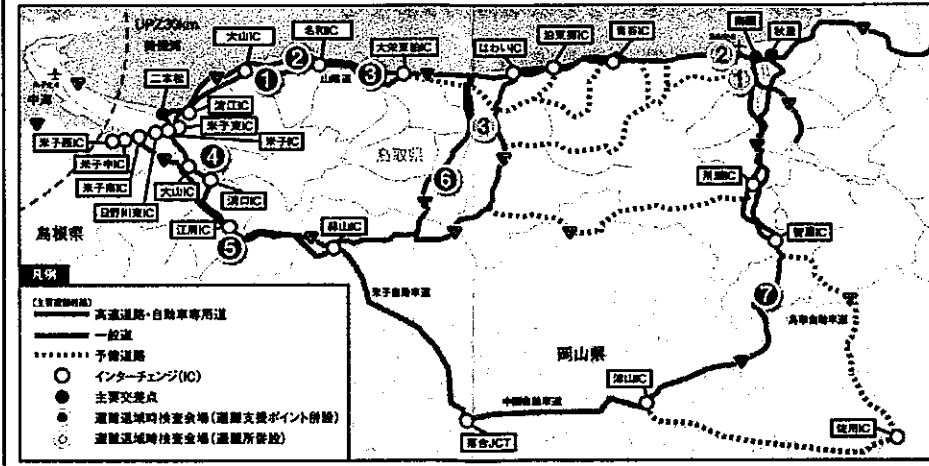
- ・優先避難の実施に向け、早期に避難準備を行う。
- ・長時間の輸送が負担となり、健康状態を悪化させないよう配慮する。
- ・放射線防護対策施設入所者は、転院先や避難手段等を確保後に避難。屋内退避を継続するにあたり備蓄食糧・燃料等が不足する場合、県が補給する。



避難退域時検査の実施

- ・避難経路上で避難退域時検査を実施
- ・併設する避難支援ポイントでは、避難者を総合的に支援(食糧、水、燃料、トイレ、事故情報等)する。
- ・車両除染を行う際の洗浄水が飛散しないよう防止措置を講ずる

- 【避難退域時検査の手順】
- ①乗員の検査の代用として車両の検査を行う。
 - ②車両がOIL4以下でない場合には、乗員の代表者に対して検査を行う。
 - ③乗員の代表者がOIL4以下でない場合には、乗員の全員を検査する。
 - ④検査の結果OIL4以下でない乗員については簡易除染を実施し、それでもOIL4以下にならない場合は医療機関等へ搬送して除染を行う。



児童生徒等の避難

- ・児童、生徒については、健康影響を考慮し、優先避難を実施。
- ・児童生徒の学力に影響がでないよう、応急教育を行う。
- 【学校等による避難】
- ・警戒事態が施設敷地緊急事態に進展するおそれがある場合又は施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちに休園・休校とし、屋内退避等により児童、生徒の安全を確保するとともに保護者との連絡調整を行う。
- ・避難指示が出された場合、その指示に従い、保育所や学校等の園児、児童、生徒及び学生等は、学校等の管理の下で、全員をUPZ外に避難を行う。なお、保護者の引渡し前に避難指示が出た場合、引渡しが終わっていない生徒等全員を学校等ごとに決められた避難所に移動させ、保護者に引き渡すことを基本とする。